

指定自動車整備事業規則及び道路運送車両の保安基準等の一部改正について

1. 背景

(1) 保安基準適合標章制度について

指定自動車整備事業者は使用者からの依頼により、継続検査のために入庫した車両の点検・整備及び検査を行い、当該自動車保安基準に適合する旨を自動車検査員が証明したときは、請求により依頼者に保安基準適合証及び保安基準適合標章を交付しなければならない（道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第94条の5第1項）、とされています。

なお、保安基準適合標章には、有効期間を付さなければならず（車両法第94条の5第6項）、その期間は検査をした日から15日間と指定自動車整備事業規則（昭和37年運輸省令第49号。以下「事業規則」という。）第9条第1項に規定されています。

(2) 保安基準適合標章の表示について

保安基準適合標章は、道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）第37条の4の規定により、自動車の運行中その前面に見やすいように表示しなければならないため、自動車のインストルメントパネル上に貼付等を行い表示しているものが多い状況です。

今般、自動車使用者の利便性の向上や車両前方からの視認性を考慮した結果、保安基準適合標章の様式を見直し、自動車の前面ガラスに貼付ができるようにするため、事業規則及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号。以下「保安基準」という。）等の一部を次のとおり改正しました。

2. 改正概要

保安基準適合標章を自動車の前面ガラスに貼り付けた場合であっても、運転者の視界を妨げることなく、安全な運行ができるように、事業規則第9条第2項に定められている第二号様式等を改正するとともに、前面ガラスに貼付し表示する際は、それを二つ折りとした上で有効期間及び自動車登録番号等が見やすいように表示するように、窓ガラスに係る保安基準等を改正しました。（新旧様式は別添のとおり）

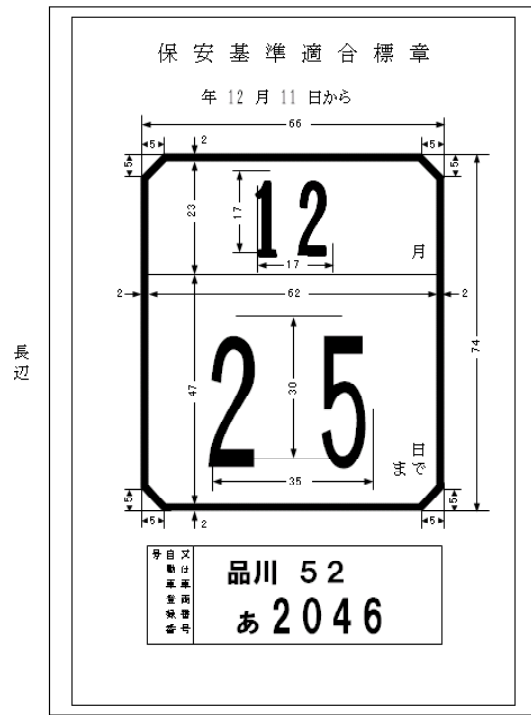
なお、旧様式の保安基準適合標章は平成21年3月31日まで使用することは可能ですが、前面ガラスへの貼付は引き続き禁止されています。

自動車保安基準適合標章の様式改正について

<旧様式>

第二号様式(保安基準適合標章)(第九条関係)

(表)



短辺 (日本工業規格A列6番)

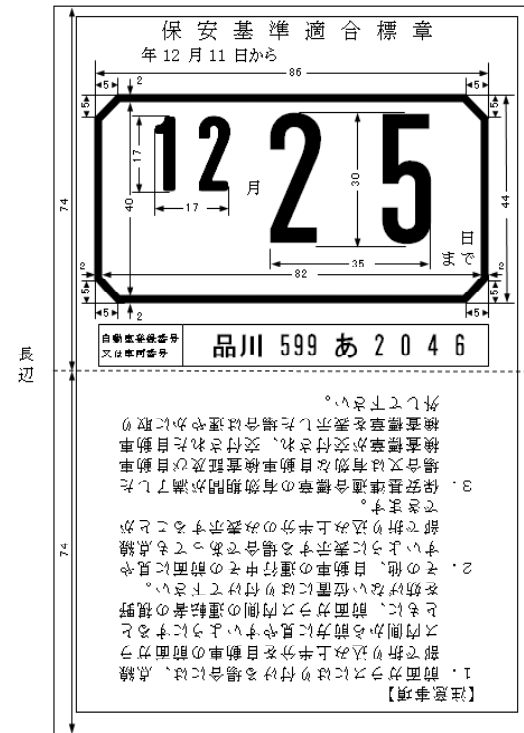
備考

- (1) 有効期間が満了する日を表示する数字は、赤色とすること。
- (2) 有効期間及び自動車登録番号又は車両番号は、図示の例により表示すること。
- (3) 寸法の単位は、ミリメートルとする。

<新様式>

第二号様式(保安基準適合標章)(第九条関係)

(表)



短辺 (日本工業規格A列6番)

備考

- (1) 有効期間が満了する日を表示する数字は、赤色とすること。
- (2) 有効期間及び自動車登録番号又は車両番号は、図示の例により表示すること。
- (3) 寸法の単位は、ミリメートルとする。